

多治見都市計画地区計画の決定（多治見市決定）

都市計画岐阜県立多治見病院地区地区計画を次のように決定する。

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|---|-------|--------|--------|-------|-----------|
| 名 称 | | 岐阜県立多治見病院地区地区計画 | | | | | | |
| 位 置 | | 多治見市前畑町4丁目及び5丁目の各一部 | | | | | | |
| 面 積 | | 約4.3ヘクタール | | | | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、JR多治見駅の南西約1kmに位置し、本市のみならず岐阜県東濃地域における地域医療の中核を担う総合的な機能を有する病院が立地している。</p> <p>当該病院は、岐阜県保健医療計画においても、三次救急医療機能病院、災害拠点病院等として位置付けられており、今後、更に安定した医療体制の確立と市民への医療サービスの一層の向上が求められている。</p> <p>本計画は、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、用途地域の指定とあいまって土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図ることを目標とする。</p> | | | | | | |
| | 土地利用の方針 | 用途地域の指定とあいまって土地利用を高度化するとともに、区域内の道路に対してゆとりのある空間を創出することで、地域医療及び救急医療の中心的な役割を担う地区を形成する。 | | | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 土地の高度利用に即した良好な都市環境を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を定めるとともに、建築物の用途の制限を定める。 | | | | | | |
| | その他当該地区の整備・開発及び保全の方針 | 道路沿いの敷地内に空地を確保することで、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、病院利用者の利便性と市街地環境の向上を図る。 また、道路等の公共用地に面する部分及び建築物の敷地内は可能な限り緑化を図る。 | | | | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道路 幅員：9.0m 延長：約214m | | | | | | |
| | 建築物等に関する事項 | 面 積 | 約4.1ヘクタール | | | | | |
| | | 地区の区分 | <table border="1"> <tr> <td>地区の名称</td> <td>医療施設地区</td> <td>関連施設地区</td> </tr> <tr> <td>地区の面積</td> <td>約2.9ヘクタール</td> <td>約1.2ヘクタール</td> </tr> </table> | 地区の名称 | 医療施設地区 | 関連施設地区 | 地区の面積 | 約2.9ヘクタール |
| | 地区の名称 | 医療施設地区 | 関連施設地区 | | | | | |
| | 地区の面積 | 約2.9ヘクタール | 約1.2ヘクタール | | | | | |
| | 建築物の用途の制限 | 次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物は建築してはならない。 | | | | | | |
| 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる門柱若しくは門扉の外壁の面（建築物の地盤面以下の部分を除く。）から道路境界線までの距離は5m以上とする。 | － | | | | | | |
| 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物の屋根、外壁等は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。 | | | | | | | |
| 垣又は柵の構造の制限 | 壁面（医療施設地区内にあつては壁面の位置の制限として定められた限度の線）と道路境界線との間の区域において、垣又は柵を設置してはならない。ただし、植栽で歩行者の通行を妨げないものについては、この限りでない。 | | | | | | | |
| 備 考 | 用途地域：準工業地域（建蔽率60%、容積率300%） | 用途地域：準工業地域（建蔽率60%、容積率200%） | | | | | | |